

# 個人情報保護に関する基本的な考え方

一般社団法人衛星放送協会

平成17年 1月制定

平成27年10月改定

平成29年 9月改定

当協会は、情報通信技術が高度な発展を遂げつつある社会では個人情報の保護が極めて重要な課題であり、そのために積極的な取り組みを行うことは、衛星放送事業を営む者の社会的責務であると考えます。とりわけ、有料・多チャンネル放送サービスにおいては、個人情報の開示によって締結される視聴契約が事業の根幹であり、契約加入者の個人情報を大切に取扱うことなくして事業の健全な発展は望めません。また、衛星放送の多機能性を通して今後、多様に展開されることが期待されているその他のサービスにおいても、個人情報の適正な取扱いを前提とした利用の拡大が予想されます。

法令<sup>1</sup>、ガイドライン<sup>2</sup>および指針<sup>3</sup>は、情報通信に関する現代社会の動向と課題への幅広い認識をも背景としたものであり、この分野にかかわる放送事業者としては、これらの法令等が求めている措置を真摯に受け止めて、対応に万全を期すよう努めるべきであります。

以上の観点から、当協会の会員各社が個人情報の保護に取り組むに当たって留意すべき基本的な考え方をここに表明します。

## 記

1. 個人情報保護の重要性を理解し、関係法令等を遵守して、社会的責任を全うする。
2. 個人情報は、事業に必要な範囲に限り、適正な方法で取得する。
3. 個人情報の利用目的は、できる限り具体的に定め、公表または通知する。
4. 第三者に個人情報を提供する場合は、法令等が例外とする場合を除き、あらかじめ本人の同意を得る。
5. 取得した個人情報の正確性の確保と安全管理には細心の注意を払い、万全を尽くす。
6. 個人情報の保存は必要最短期間とし、保存期間終了後は確実に消去・廃棄する。
7. 個人情報を取扱う従業者、委託先に対しては、必要かつ適切な監督と研修に努める。
8. 個人情報に関する本人からの苦情、要請には、あらかじめ定めた手続に従い誠実に対応する。
9. 個人情報の漏洩、滅失、毀損等には迅速に対応し、必要な通知、公表を怠らない。
10. 個人情報保護に必要な管理体制、社内規程を整備し、絶えず点検と見直しを行って改善に努める。
11. 衛星放送サービスにおいては放送事業者とプラットフォーム等との業務上の関係が密接であることをふまえ、関係事業者の全てが個人情報の保護に必要な連携と協力を惜しまない。

以上

---

1 「個人情報の保護に関する法律」

2 「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」(平成29年総務省告示第159号)

3 「放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針」(一般財団法人放送セキュリティーセンター・個人情報センター)